

要介護透析患者受け入れの促進について

鳥取県長寿社会課

介護老人福祉施設における要介護透析患者の入所については、通院に係る費用や労力がかかり増しで発生することから、全国的に7割以上の施設が受け入れを断る傾向にある一方、透析患者の高齢化の進行により、入所を希望する要介護透析患者は今後ますます増加する見込みとされています。

このたび、令和6年度介護報酬改定において、透析が必要な者の受け入れに係る負担を軽減する観点から、「特別通院送迎加算」が新設されました。この加算は、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価するものです（594単位/月）。

介護老人福祉施設においては、当該「特別通院送迎加算」も活用しながら、一人でも多くの要介護透析患者の受け入れを御検討くださるようお願いします。

1. (3) ⑰ 介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 透析が必要な者の受け入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
特別通院送迎加算 594単位/月 (新設)

算定要件等

- 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合 (新設)

※厚生労働省資料(抜粋)